付録:KYCCデータ区分表

No	区分	定義概要	定義詳細
	暴力団	①暴対法第2条第2項に定める「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」 ②上記の主旨を鑑み、以下も「暴力団として定義 ●過去暴力団の構成員だった者: 暴対法を逃れるために暴力団を偽装脱退する者 ●右翼思想を掲げ、企業に圧力を掛け、不正に利益を得ようとする者 ●株主の権利を濫用し、不正に行使しようとする者	指定暴力団、および暴力団に加え、以下を「暴力団」とする。 ・右翼:暴力団が暴対法を免れるための隠れ蓑として、右翼運動に名を借りた「えせ右翼行為」を増えているため。 ・政治結社:所謂「街宣右翼」のように暴対法を逃れるため、暴力団が政治活動を装い、企業等に圧力を加え、不正に利益を得ようとするため。 ・総会屋:総会屋が得た不正な利益が暴力団に渡るなど、暴力団との繋がりが深いため。
	2 過激派	民主的な手段ではなく、暴力によって自らの理想を実現しようとするもの	極左暴力集団およびそれらに所属する個人、"無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律"で規制される団体および個人。
;	3 準暴力団	近年、暴対法によって活動を制限された暴力団に代わり、暴走族OBなど「半グレ」と呼ばれる 集団が常習的に暴力行為を行うようになっている。 警視庁は、2013年3月7日付で暴走族OBを中心とする集団を新たに「準暴力団」と定義した	代表的な半グレグループ: 関東連合、関東連合OB、チャイニーズドラゴン(怒羅権)、拳月グループ、アビス、アウトセブン、軍団立石、米谷グループ、大阪強者、モロッコ、前橋ブラッド・・・etc
.	フロント企業	暴力団が、暴対法を逃れるために会社組織の形態をることによって隠れ蓑として、不正な利益の受け皿となっている企業	・暴力団が設立し、経営に関与している企業 ・暴力団と親交のある者が経営し、暴力団に資金提供を行うなどして組織の維持・運営に積極的に協力または関与する企業
!	5 密接交際者	暴力団との関係を誇示し、不当に利益を得ようとする者	東京都暴力団排除条例では、「密接交際者」を以下のように定義している ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者 ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者 ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
1	3 特殊犯罪	暴力的な手段を用いない組織化された集団が、違法な手段等により不正な利益を得ようとす る集団および集団内の個人	No.1~No.5に該当せず、主に以下の場合が該当します。 ・おれおれ詐欺、還付金詐欺等を行う集団および集団内の個人 ・組織犯罪処罰法で逮捕行為、起訴行為などいわゆる刑事手続きをされた ・犯罪収益移転法違反で逮捕行為、起訴行為などいわゆる刑事手続きをされた ・土地の所有者になりすまして売却をもちかけ、多額の代金をだまし取る不動産をめぐる詐欺を行う、所謂、"地面師"と称される集団または個人 ・外為法により輸出をすることを禁止された製品等を輸出したもの、あるいはしようとした者 ・金融の仕組みを利用して、不正な利益を得ようとする集団および集団内の個人(金融商品取引法違反、出資法違反、貸金法違反等) ・企業が行う組織的犯罪、企業内の個人がその立場を利用した不正行為、および企業の個人が企業に不利益を与えるために行う犯罪(会社法違反、贈収賄、脱税、横領等) ・社会的に影響が大きい犯罪を起こした者
	一般-3	暴力団や類似する組織及びその資金につながる恐れのある組織的行為者	人身売買、出入国管理及び難民認定法、未成年者略取及び誘拐、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、にかかる人権侵害、常習賭博及び賭博場開張等図利、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、大麻取締法、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、などの暴力団や類似する組織及びその資金につながる恐れのある組織的行為者
	一般-98 一般-99	その他	上記に該当せず、その他リスクの可能性がある者

第4版:2022年5月11日